

## 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の記載例について

戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の使用に当たっては、本「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の記載例」（以下「本記載例」という。）を参考として、関係法令等を遵守し、また職業倫理に従って適正に使用するようお願いいたします。

以下に留意事項と補足説明を記します。

- 1 業務の依頼を受けた不動産の所有者（依頼者を含む）に関する戸籍謄本・住民票の写し等（以下「戸籍謄本等」という。）を請求する場合であっても、事前に当事者の承諾を必要とすることが原則です。
- 2 業務の依頼を受けた不動産の所有者以外の者に関する戸籍謄本等を請求する場合にあつては、他の方法によっては業務を遂行するために必要となる情報を得ることができないときに限り使用することができるものであり、この場合において取得できる情報は、業務遂行上必要最小限のものに限られます。
- 3 取得した個人情報の取り扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」に基づき適正に行うこと。
- 4 本記載例についての補足説明
  - (1) 例05-1：(4)欄は「戸籍の表示」で足りる。

利用目的の種別2の依頼者について該当する事由欄は、住民票の場合は「住基法第12条の3第1項第3号」をチェックすれば足りるが、除票の場合は「住基法第15条の4第3項第3号」を本欄に追記する。
  - (2) 例05-2：利用目的の種別2の依頼者について該当する事由は、戸籍の附票の写しの場合「住基法第20条第3項第3号」であるからこれを本欄に追記する。

以上